

令和4年 第5回農業委員会議事録

令和4年5月25日午前10時00分に第5回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

4 番 (大崎 清孝) 17 番 (西塚 喜行) 19 番 (武田 春信) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第 7号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第11号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第12号 | 非農地証明について |
| 議第13号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第14号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |
| 議第15号 | 尾花沢市農業委員会「最適化活動の目標の設定」について |

令和4年 第5回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第5回通常総会を5月25日（水）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 岸局長）

ご着席願います。4番 大崎清孝委員、17番 西塚喜行委員、19番 武田春信委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

本日は田植え等忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今年は例年よりも暑い日が続いておりますので、体調など崩さないように注意していただき、農作業をしていただくようお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

これより令和4年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番 星川礼子委員、18番 本間俊悦委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議

案書は1頁になります。案件は5件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相対契約の解約です。解約後の利用予定ですがNo.1は未定です。No.2は別人へ貸借予定であり、No.3は同人への売買予定です。No.2、No.3とも、集積計画が上げられております。No.4、No.5は、農地中間管理機構に貸付予定です。申請地、申請人については資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第7号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第3条の規定による許可申請は2頁からになります。

所有権移転についてご説明いたします。案件は4件です。No.1の渡人は耕作不便のため、No.2は労力不足のため、No.3は市外に転出しており農業を廃止するためのものです。

受人はNo.1からNo.3まで経営規模拡大のための所有権移転です。No.4ですが、世帯を別にする姉弟に対する贈与です。No.1からNo.4は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は6件です。No.1から2の渡人は労力不足のため、No.3から6の渡人は受人側の要望のためで、受人側は全て経営規模拡大のための設定です。

No.1からNo.6は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第12号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第5班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(1 1 番 西塚孝也委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いものないようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 1 3 号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第 4 班主任、笹原哲委員の報告・説明を求めます。

(7 番 笹原哲委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いものないようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第14号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
14番 齋藤吉勝委員の退席を求めます。

(14番 齋藤委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第14号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書43頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が362a、うち再設定が16a、農地中間管理機構関係の転貸は8,862a、所有権移転は131aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。計画面積合計は9,357aとなります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が362a、うち再設定が16a、転貸は、田が7841a、畑が1020a、所有権移転は、田が10a、畑が12

0 a、合計しますと田が8, 215 a、畑が1, 141 aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手7名、受け手4名、うち再設定は、出し手1名、受け手1名。転貸は、出し手51名、受け手42名、所有権移転は、出し手2名、受け手2名、合計しまして、出し手が60名、受け手が48名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、10年以上が7件で362 aです。転貸は、10年以上が109件で8, 862 aです。

次に隣に移りまして、10 a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が35 kgから60 kgです。転貸は、田が0円から2万3千円、畑が0円から8千円。所有権移転は、田が18万4千円、畑が9万9千円です。

次に頁移りまして、44頁からは個別状況です。No.1からNo.7までは相対の利用権設定、No.8からNo.116は転貸です。所有権移転は56頁で、2件です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

14番、齋藤吉勝委員復席願います。

(1 4 番 齋藤委員 復席)

(議 長)

次に、議第 1 5 号「尾花沢市農業委員会令和 4 年度最適化活動の目標の設定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

田中補佐。

(事務局 田中補佐)

それでは、私より議第 1 5 号「尾花沢市農業委員会令和 4 年度最適化活動の目標設定について」、ご説明いたします。

議案書は 5 7 頁からです。5 8 頁をお開きください。報告様式が縦頁になっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。1・農業委員会の状況です。令和 4 年 4 月 1 日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきましては、2 0 2 0 年の農林業センサスより記載しています。2 段目の枠の右側、認定農業者につきましては市内に 2 3 0 の経営数です。その下段ですが、農業委員の体制につきましては、新制度に基づくものとして記載しています。

5 9 頁から最適化活動の目標です。1、最適化活動の成果目標として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の 3 項目あり、それぞれに現状及び課題と目標を記載しております。

農地の集積ですが、現状では 6 8 . 2 % の集積率となっており、一昨年 7 0 % を超える集積率から農地の返却で低下しているところです。最終的な目標 8 0 % に向けて再度集積、集約化を進めていきたいと考えております。

次に遊休農地の解消ですが、現在 1 5 . 0 h a の面積を把握しております。遊休農地の解消につながるよう農地パトロールの実施、啓発に努めまして解消に繋げてまいります。

次に新規参入の促進ですが、記載のとおりとなっております。

以上を受けまして、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数は毎月10日以上、活動強化月間は10月から12月までの3ヵ月間という設定にしております。なお、月に1日も活動しない場合には国からの交付金が受けられなくなりますので、そうならないようにお願いいたします。

以上、私からご説明申し上げましたが、こちらの案件につきまして、この場でご審議いただきまして、ご可決いただきました後、農業会議の確認を受けて県へ提出することとなっております。併せまして尾花沢市のHPでの公表を行うこととなっております。以上の件につきまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、この案件については、農業委員全員で構成しております全員協議会です承を得ておりますので、質疑を省略し、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和4年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年5月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____